

日本国環境省とマレーシア政府との
環境とサステナビリティに関する協力覚書（仮訳）

日本国環境省とマレーシア天然資源・環境持続可能性省に代表されるマレーシア政府（以下、各々を「参加者」、総称して「両参加者」という。）は、

双方間の既存の友好関係の強化を希求し、

持続可能な発展のための協力を促進することに共通の関心を有することを考慮し、

現行世代と将来世代のための環境の保全と改善の重要性に留意し、

実効性のある環境保護には国際協力、調整、努力が必要となり、これら環境保護活動は地域、国、地方レベルで実施されるべきことを認識し、

以下の認識に達した。

第1項
目的

両参加者は、本協力覚書（以下、「覚書」という。）の内容、及びそれぞれの国の随時適用される法令、規則、規制、国家政策に従い、互惠と相互利益の原則に基づき、両国間の環境とサステナビリティに関する協力を強化し、促進し、発展させるよう努める。

第2項
協力分野

各参加者は、それぞれの国において当該事項を規律する、随時適用される法令、規則、規制、国家政策に従い、以下の分野における技術的な協力を促進し、推進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(a) 指定される廃棄物の管理

- (i) 電気・電子機器廃棄物（有害な、及び非有害な電気・電子機器廃棄物、小型電気・電子機器等
- (ii) 認可された自動車処理を含む使用済み自動車（ELV）
- (iii) 太陽光パネル、リチウムイオン電池、EVバッテリー又はブラックマス等の電池

(b) 気候変動

- (i) マレーシアの低炭素かつ気候レジリエントな経済への移行を支援するためのグリーン及びサステナブルファイナンス
- (ii) 気候変動の緩和に関する目標及び行動の強化
- (iii) 炭素価格付け手法及び炭素市場メカニズムの開発及び導入
- (iv) 人的資本の開発、コミュニケーション、教育及び普及啓発（CEPA）活動、並びに気候変動の緩和及び適応に関連する技術の開発
- (v) 気候変動への適応の強化及びレジリエンスの向上；

(c) 両参加者が書面により相互に合意したその他の協力分野

第3項 協力の形態

両参加者は、この覚書に基づく協力が以下の形態を通じて実施されることを相互に合意する。

- (a) 指定される廃棄物の管理（特に第2項(a)に掲げる事項に関するもの）及び気候変動に関連する、制度的・人的能力の構築に向けた能力開発；
- (b) 気候変動に関する研究活動及びパイロットプログラムのための、相互に関心のある共同プロジェクト及びイニシアティブ
- (c) 指定される廃棄物の管理及び気候変動に関連する、環境とサステナビリティに関する効率性とイノベーションを促進するための、専門知識の交換、利用可能な最良の技術及び持続可能な開発の実践事例の共有
- (d) 指定される廃棄物の管理及び気候変動に関連するイベント、セミナー、会議の共同開催
- (e) 両参加者が書面により相互に合意した環境とサステナビリティに関するその他の形態の協力

第4項 資金調達

この覚書の枠組み内で実施される協力活動の経費を賄うための資金調達については、各参加者が事案ごとに相互に合意する。

第5項 名称、ロゴ及びエンブレムの使用

いずれかの参加者の名称、ロゴ、公式エンブレムを、いかなる出版物、文書、紙媒体においても、当該参加者の事前の書面による承認なしに使用することはこれを禁止する。

第6項 その他の権利及び利益の確保

この覚書に含まれるいかなる規定にもかかわらず、本覚書に基づく協力の実施が、参加者の国家安全保障、国益及び公益又は公の秩序、並びに文書、情報及びデータの機密性及び秘密性に関する当該参加者の権利及び利益に影響を及ぼす場合、当該参加者は、その権利及び利益が保護され、確保されるよう、適切な措置を講じ、又は他の参加者と協議することができる。

第7項
協力覚書の趣旨

この覚書は、両参加者の意向を記録するのみのものであり、国際法又は国内法に基づく義務を構成し、又は発生させるものではなく、いかなる法的手続きも生じさせるものではなく、明示的か黙示的かを問わず、法的拘束力又は執行力を有する義務を構成し、又は発生させるものとみなされるものではない。

第8項
協議

両参加者は、この覚書の解釈又は適用について、全般又は特定の事項に関して、両参加者が相互に合意した時期に、それぞれの代表者を通じて協議を行うものとする。

第9項
改定、変更及び修正

1. いずれの参加者も、この覚書の全部又は一部の改定、変更、又は修正を文書により請求することができる。
2. 両参加者の中で合意された改定、変更、又は修正は、文書化され、この覚書の一部を構成するものとする。
3. かかる改定、変更又は修正は、両参加者が書面で定める日付をもって効力を生じるものとする。
4. いかなる改定、変更又は修正も、その改定、変更若しくは修正の日付以前、又は同日までにこの覚書から生じ、又はこの覚書に基づく利益及び義務を損なうものではない。

第10項
発効、期間及び終了

1. この覚書に基づく協力は、署名の日付をもって開始され、5年間有効とする。
2. その後、両参加者が別段の決定をしない限り、この覚書はさらに1年間延長されるものとする。
3. この覚書のいかなる規定にもかかわらず、いずれの参加者も、終了予定日の少なくとも90日前までに書面による通知をもって、もう一方の参加者に対してこの覚書を終了する意向を通知することにより、この覚書を終了させることができる。
4. この覚書の終了は、両参加者が相互に別段の合意をしない限り、この覚書の終了日以前に正式に決定されていた協力活動の完了を妨げるものではない。

上記は、日本国環境省とマレーシア政府との間で、この覚書に記載された事項に関して合意に達した内容を示すものである。

2026年6月9日に、東京で英語による正本2通に署名された。

日本国環境省

マレーシア政府

石原 宏高
環境大臣

モハマド・ハサン
外務大臣